

〔判例研究〕

遺言により相続分がないものと指定された 相続人が遺留分侵害額請求権を行使した 場合における特別寄与料の負担

(最高裁令和5年10月26日第一小法廷決定民集77巻7号1911頁)

帷 子 翔 太

第1 事案の概要

1 当事者等

被相続人Aは令和2年6月5日に死亡し、相続が開始した。Aの相続人はAの子であるBおよびY（相手方）の2名である。Bには、妻X（抗告人・申立人）がある。

2 被相続人Aの遺言

Aの平成19年11月7日付け公正証書遺言（以下「本件遺言」という。）には、Aの所有する財産全部（不動産、動産、預貯金債権など）をBに相続させる旨の記載がある。なお、本件遺言の有効性について争いはない。

3 Xの申立て

(1) Bの妻Xは、相続人であるYに対して、民法1050条に基づく特別寄与料のうち、Yが負担すべき額の支払を求めたが、協議が整わなかった。そこで、Xは、Yに対し、令和2年12月2日、特別の寄与に関する処分申立事件（調停）を名古屋家庭裁判所に申し立てたが、調停が不成立となり、審判に移行した。

(2) Xは、被相続人Aは要介護2の状態（脳梗塞の後遺症により右半身麻痺）の状態にあり、平成19年5月9日から平成28年10月28日までの計

3460日のうち、介護サービス等を利用した1201日を除く2259日間、対価なしに、食事、入浴、トイレ、掃除及び買い物等の身の回りの介助全般を行ったとして療養看護を主張した。また、Xは、特別寄与料の金額について、要介護2の報酬相当額（1日あたり6,232円）に介護日数2259日を乗じた1407万8088円に裁量的割合を乗じた額が相当であるとして、Yに対して負担を求めた。

4 Yの遺留分侵害額請求

Yは、令和3年3月、Bに対して遺留分侵害額請求権を行使する意思表示をした。

5 争点等

Xは、概要、次のように主張して、本件遺言により相続分がないと考えられるYに対して、特別寄与料の負担を求めた。すなわち、「民法1050条5項は、『相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。』と規定しているところ、この規定を形式的に解釈すれば、全財産を相続人の1人に相続させる旨の遺言がある場合には、当該相続分の指定相続分は100、他の相続人の指定相続分は0とされ、当該他の相続人は寄与料を負担しな

いという帰結となると考えられる。しかし、当該他の相続人が遺留分侵害額の請求を行った場合には、相続人間の公平の見地から、民法1050条5項の適用上、当該他の相続人の指定相続分は遺留分割合とみなすのが相当である。」と主張した。

これに対し、Yは、Xの主張を争った。

本件の争点は、遺言により相続分がないものと指定され、遺留分侵害額請求権を行使した相続人Yが、民法1050条5項に基づき、特別寄与料を負担するか否かである。

第2 決定の内容

1 原々審判（名古屋家審令和4年3月18日）

(1) 原々審判は、概要、次のとおり判断し、Xの申立てを却下した。

「民法1050条5項は、『相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。』と定め、特別寄与者が相続人の1人に対して請求することができる金額を、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分又は指定相続分を乗じた額にとどめることとしている。相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、その余の相続人の指定相続分は零であるから、当該その余の相続人に対して請求することができる特別寄与料は零円になるものと解される。」

「民法1050条5項は、特別寄与者が相続人の1人に対して請求することができる金額の上限を特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分又は指定相続分を乗じた額としており、遺留分割合を請求額の上限とする旨の定めはない。特別寄与料の支払請求権は、あくまでも公平の見地から法律上認められたものであり、当然に請求することができる性質のものではないことから、法律の定める上限額を解釈論により変更す

ることは相当ではない。」

「民法1050条5項は、法定相続分又は指定相続分の総和が1であることを前提に、特別寄与者が相続分を有する相続人全員を相手方として特別寄与料の請求をした場合に、特別寄与料全額について支払を受けることを想定しているが、特別寄与者が相続人の1人に対して請求することができる金額の上限を特別寄与料の額に当該相続人の遺留分割合を乗じた額と解する場合、当該遺留分割合が当該相続人の指定相続分を超える場合には、当該相続人の遺留分割合と他の相続人の指定相続分の総和は1を超えることとなり、特別寄与者が相続分を有する相続人全員を相手方として特別寄与料の請求をした結果、特別寄与料全額を超える支払を受ける事態が生じ得ることとなる。」

(2) Xは、Xの申立てを却下する旨の審判を不服として、即時抗告をした。

2 原決定（名古屋高決令和4年6月29日）

(1) 原決定は、次のとおり判断し、原々審判の結果を維持して、Xの即時抗告を棄却した。

「民法1050条5項は、『相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。』と定め、同法900条は法定相続分の、同法901条は代襲相続人の相続分の、同法902条は遺言による相続分の指定の規定であるから、各相続人は、相続分の指定がされていないときは法定相続分により、相続分の指定がされているときは指定相続分の割合により、特別寄与料の支払義務を負うことになる。その趣旨は、相続分の指定がされている場合には、各相続人がその指定相続分に応じて特別寄与料を負担するのが相続人間の公平に適うものと考えられるためであり、これにより、相続分の指定により一切財産を相続しない者が特別寄与料の支払義務のみを負担するこ

とを避けることにあると解されている。

本件において、被相続人の所有する財産全部をBに相続させる旨の本件遺言は、Bの相続分を100と、相手方の相続分を0とする相続分の指定の趣旨を含んでいるから、相手方の指定相続分は0となり、相手方は特別寄与料を負担しないというべきである。」

また、Xの各主張に対しても、下表のとおり判断し、Xの主張は、上記結論を左右しないと

	Xの主張	原決定の判断
[1]	民法1050条5項の趣旨は、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産をその相続分に従って承継した各相続人は、公平の見地から、相続財産に関する負担である特別寄与料も相続分に応じて負担すべき点にあるところ、遺留分侵害額の請求を行った相続人も、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産に由来する財産を遺留分割合に従って承継したといえる	遺留分権利者は、受遺者に対して遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示をすることによって、受遺者に対して遺留分侵害額に相当する金銭債権を取得するのであって、相続財産を承継するものではない
[2]	相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言があり、他の相続人が遺留分侵害額の請求をした場合には、他の相続人に特別寄与料を全く請求できない一方、相続人のうちの一人に4分の3を、他の相続人に4分の1を相続させる旨の遺言がある場合には、他の相続人に特別寄与料を請求できることになるのは、相続人間の公平を図る同条5項の趣旨と相容れないことになって不当である	指定相続分がない者とある者について異なる取扱いをすることは、相続人間の公平を図る民法1050条5項の趣旨と相容れないものではない
[3]	遺留分侵害額の請求が特別の寄与に関する調停又は審判の後になされる場合には、特別寄与者に不利益になり得るとしても、後に遺留分侵害額の請求がされる余地があることを考慮しないで特別の寄与に関する調停を成立又は審判を確定させた者が不利益を甘受することはやむを得ないのであって、これを理由に遺留分権利者に対する特別寄与料を否定することは不当である	遺留分侵害額の請求が特別の寄与に関する調停又は審判に先行するか後行するかによって取扱いが変わることは相当でない

[4]	民法1050条3項は、家庭裁判所は一切の事情を考慮して特別寄与料の額を定める旨規定するところ、ここにいう一切の事情には各相続人の遺留分も含まれると解されており、そうであるのに相続人のうちの一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がある場合に他の相続人の遺留分を全く考慮しないのは均衡を失し、不当である	特別寄与料の額を定めるに当たって各相続人の遺留分を考慮するか否かの問題と、指定相続分を有しない者が遺留分割合の限度で指定相続分を有するとみなすか否かの問題は別である
-----	--	--

(2) Xは、遺言により相続分がないものと指定された相続人であっても、遺留分侵害額請求権を行使した場合には、特別寄与料について遺留分に応じた額を負担すると解するのが相当であるから、原決定の判断には法令の解釈適用を誤った違法があると主張し、許可抗告を申し立てた。

3 本決定

本決定は、次のとおり判断し、原決定の結論を維持し、Xの許可抗告を棄却した。

「民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではないというべきである。

そうすると、遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しないと解するのが相当である。」

第3 本決定の検討

1 本決定の意義等⁽¹⁾

本決定は、平成30年相続法改正により導入された特別寄与料制度の条文解釈について、最高裁判所として初めての判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要な意義を有する。

2 本件における検討事項及び検討順序

(1) 本決定において争点となったのは、遺言により相続分がないものと指定され、遺留分侵害額請求権を行使した相続人Yが、民法1050条5項に基づき、特別寄与料を負担するか否かである。本決定は、遺留分侵害額請求権の行使が特別寄与料の負担割合に影響を与えるか否かを直接の問題としている。民法1050条5項は、相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料について、民法900条から902条までの規定により算定した相続分に応じた額を負担する旨規定しているが、相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合における各相続人の負担について明文の定めはなく、この点については必ずしも明らかでなかった。⁽²⁾

なお、より具体的には、民法1050条5項の文言上は特別寄与料の負担は法定または指定相続分に応じて配分されることになっているため、遺留分権利者Yの負担を認める場合には、同項を遺留分侵害額請求権が行使された場合に類推適用することとなり、これが認められるかが問題となるものと考えられる。⁽³⁾

(2) 本件の直接の問題点は上記のとおりであるが、特別寄与料の限界として、遺留分との関係について、どのように考えるべきかという問題点がある。⁽⁴⁾法令上は、特別寄与料の金額を定めるにあたっては、遺留分を侵害することができない旨の規定はないことを考慮すると、規定上は、相続人が特別寄与料を支払うことによって、最終的な取得額が遺留分を割り込むことも否定されないこととなり、特別寄与料が優先するとの考え方がありうる。⁽⁵⁾他方で、特別寄与料の請求権は、相続財産から財産的利益の分配を受けることを意味するものであるから、相続財産に対する優先的な価値支配権である遺留分は侵害されないとの考え方もある。⁽⁶⁾

(3) 本稿では、まず、本決定の直接の問題点（上記(1)）を検討する。次に、本決定は、特別寄与料の限界・遺留分との関係について直接判断するものではないものの、同検討を踏まえて、特別寄与料と遺留分の関係（上記(2)）についても検討を試みる。

3 遺言により相続分がないものと指定され遺留分侵害額請求権を行使した相続人の特別寄与料の負担について

(1) 特別寄与料の制度

ア 意義等

特別寄与料制度は、相続人ではない被相続人の親族が被相続人の療養看護に努めるなどの貢献を行った場合に、このような貢献をした者が、その貢献に応じた額の金銭（特別寄

(1) 本決定の評釈として、高橋祐喜「判解」ジュリ1603号123頁（2024.11）、安達敏男・吉川樹士「判批」戸時849号36頁（2024.2）、青竹美佳「判批」TKC Watch（2024.3）、白須真理子「判批」法教522号115頁（2024.3）がある。

(2) 高橋・前掲注(1)123から124頁

(3) 青竹・前掲注(1)

(4) 堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答・新しい相続法〔第2版〕』（商事法務、2020）186～187頁、片岡武・菅野眞一編第4版『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』（日本加除、2021）468頁、潮見佳男『詳解相続法〔第2版〕』（弘文堂、2022）461頁。

(5) 堂蘭＝野口・前掲注(2)186～187頁、片岡・菅野・前掲注(2)468頁

(6) 潮見・前掲注(2)461頁

与料)の支払を請求することができるとする制度である(民1050条)⁽⁷⁾。特別寄与料を定めた1050条の規定は、平成30年の相続法改正で新たに設けられた。

特別寄与者を遺産分割の当事者とせずに、遺産分割の手続外で、相続人に対して金銭請求ができるとした理由は、特別寄与者を遺産分割の当事者とする、相続人間では遺産分割の内容等に争いが無い場合であっても相続人でない者の貢献の有無及び程度について争いがあるときは、遺産分割ができなくなり紛争が長期化するおそれがあるからである。⁽⁸⁾

イ 法的性質

特別寄与料は、寄与分と同様、家庭裁判所が合目的的に裁量権を行使する形成的処分(寄与分につき、最三小決昭和60年7月4日判タ570号47頁)であり、貢献があったことや相続開始といった要件が満たされることにより未確定の権利が生じるが、具体的な権利は協議又は審判によって初めて形成される。⁽⁹⁾

ウ 特別寄与料の負担

相続人が複数いる場合、特別寄与者は、その選択に従い、相続人の一人又は数人に対して特別寄与料の支払を請求することができ、各相続人は特別寄与料の額にその相続人の相続分を乗じた額を負担する(民1050条5項)。これは、特別寄与料の支払は、本来、相続財産が負担すべき性質のものであり、各相続人は、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産をその相続分に従って承継しているものであるから、相続財産に関する負担で

ある特別寄与料も相続分に応じて負担すべきものと考えられるからである。⁽¹⁰⁾

また、各相続人は、相続分の指定がされていないときは法定相続分により、相続分の指定がされているときは指定相続分の割合により、特別寄与料の支払義務を負担することとしている。これは、相続分の指定がされている場合には、各相続人がその指定相続分に応じて特別寄与料を負担するのが相続人間の公平に適うものと考えられ、また、これにより、相続分の指定により一切財産を相続しない者が特別寄与料の支払義務のみを負担することを避けることができること及び特別受益や寄与分の主張がある場合にそれを審理・判断しなければ各相続人が負担すべき特別寄与料の額が確定しないとすると、紛争が複雑化・長期化することが懸念されること等を考慮したものである。⁽¹¹⁾

(2) 遺留分侵害額請求について

平成30年相続法改正前の遺留分制度において、遺留分権利者は、遺留分減殺請求権の行使により遺留分を侵害する遺贈や贈与等の効力の一部を消滅させて相続財産に持分権を取得するため、遺留分は法定相続分の一部であると捉えられていた。⁽¹²⁾現行法の遺留分侵害額請求権においては、遺留分を侵害する遺贈や贈与等の効力は消滅せず、遺留分権利者は単に金銭債権を取得する。⁽¹³⁾

(3) 民法1050条5項の文言及び趣旨並びに遺留分侵害額請求権の性質等を踏まえた検討

ア 民法1050条5項は、「相続人が数人ある場

(7) 片岡・管野・前掲注(2)463頁

(8) 片岡・管野・前掲注(2)463頁、堂蘭＝野口・前掲注(2)179頁参照

(9) 片岡・管野・前掲注(2)464から465頁

(10) 片岡・管野・前掲注(2)469頁、堂蘭＝野口・前掲注(2)191頁

(11) 堂蘭＝野口・前掲注(2)192頁、松川正毅・窪田充見編『新基本法コンメンタール相続〔第2版〕』（日本評論社、2023年）334頁〔浦野由紀子〕

(12) 堂蘭＝野口・前掲注(2)122頁、片岡・管野・前掲注(2)549頁

(13) 堂蘭＝野口・前掲注(2)122頁、片岡・管野・前掲注(2)550、569頁

合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。」と規定する。同文言によれば、特別寄与料の共同相続人間の負担は、「第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分」という基準によって定めることとされており、特別受益や寄与分は考慮されない。また、遺留分についても規定されていない。

また、民法1050条5項の趣旨は、前述のとおり、特別寄与料の支払は、本来、相続財産が負担すべき性質のものであり、各相続人は、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産をその相続分に従って承継しているのであるから、相続財産に関する負担である特別寄与料も相続分に応じて負担すべきものと考えられること並びに相続分の指定がされている場合には、各相続人がその指定相続分に応じて特別寄与料を負担するのが相続人間の公平に適うものと考えられ、また、これにより、相続分の指定により一切財産を相続しない者が特別寄与料の支払義務のみを負担することを避けることができると及び特別受益や寄与分の主張がある場合にそれを審理・判断しなければ各相続人が負担すべき特別寄与料の額が確定しないとすると、紛争が複雑化・長期化することが懸念されること等を考慮したものである。

イ 民法1050条5項の文言にかかわらず、遺留分侵害額請求権の行使の有無及び同行使によって取得した金額を考慮するとすると、遺留分を侵害された相続人が取得する金銭債権の金額を定める必要がある。そうすると、遺留分侵害に関する紛争が終了した以降でなければ、特別寄与料の負担額を定めることがで

きなくなり、紛争を複雑化、長期化させ、民法1050条5項の趣旨に反する事態となりうる。また、遺留分侵害額によって相続人の負担割合が変動するとすると、民法1050条5項が定める「第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分」という基準の明確性も失われる可能性がある。

本決定は、「民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではない」と判示している。同判断は、上記の民法1050条5項の趣旨を重視し、特別寄与料の負担割合を明確な基準によって定めるべきであること等を根拠としているものと考えられる。

ウ 他方で、民法1050条5項の趣旨には、特別寄与料の支払は、本来、相続財産が負担すべき性質のものであり、各相続人は、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産をその相続分に従って承継しているのであるから、相続財産に関する負担である特別寄与料も相続分に応じて負担すべきものと考えられるという点もある。この点を重視するならば、相続分がなくとも、遺留分侵害額請求によって利益を得たのであれば、特別寄与料も負担すべきであるとの考え方も成り立ちうる。⁽¹⁴⁾このような考え方は、遺留分侵害額請求によって得る利益も実質的には相続財産の

(14) 白須・前掲注(1)115頁は、相続人間の公平との趣旨との関連で同「趣旨との関係では、遺留分を相続財産の取得とみてその範囲で負担を課すとしても、必ずしもその趣旨に反するわけではない。」旨指摘する。

一部であり、法定相続分の一部であるという評価を含んでいると考えられる。

もっとも、現行法の遺留分侵害額請求権においては、遺留分を侵害する遺贈や贈与等の効力は消滅せず、遺留分権利者は金銭債権を取得することになるから、直ちに遺留分が相続財産の一部であるという評価をするには難しい側面があると考えられる。

また、被相続人から利益を受けた場合には、同利益に応じて特別寄与料を負担することが公平であるという点を重視しすぎると、相続人ではない特定遺贈の受遺者等も特別寄与料を負担すべきであることになりかねないが、民法1050条5項の文言に反することとなる。

したがって、遺留分侵害額請求権を行使した相続人は特別寄与料を負担しないとの判断をした本決定は、特別寄与料及び遺留分制度にも対応したものと考えられる。

4 特別寄与料と遺留分について

(1) 遺留分が特別寄与料に優先するとの立場⁽¹⁵⁾

遺留分が特別寄与料に優先するとの立場では、遺留分権利者は、特別寄与料を自らの個別的遺留分額を限度として負担することとなる。遺言がなく相続が発生した場合で検討してみると、例えば、被相続人が遺言を残さずに死亡し、相続財産が600万円で2人の子が相続人であり、特別寄与者の寄与料を400万円とする場合には、各相続人は、法定相続分にしたがって300万円を相続するものの、特別寄与料として200万円を支払わなければならない、結果として各自の個別的遺留分である150万円を確保できないこととなるが、同立場ではこのような結論

は認められず、特別寄与者は、各相続人に対して150万円、合計で300万円の限度でしか特別寄与料を請求できないこととなる。⁽¹⁶⁾

(2) 特別寄与料によって遺留分確保ができないことも避けられないとの立場

特別寄与料と遺留分の関係について条文上明示されていない以上、遺留分が特別寄与料に優先するということはできず、特別寄与料を支払った相続人が、自らの個別的遺留分を確保できない事態は避けられないとの立場も考えられる。⁽¹⁷⁾この立場からは、上記の例では、特別寄与料を400万円とする判断も可能であり、各相続人は特別寄与料として200万円を負担する結果、相続した300万円から200万円を差し引くと100万円しか確保できず、個別的遺留分の150万円を確保できないという結論も容認される。⁽¹⁸⁾

(3) 本決定を踏まえた検討

ア 本決定は、「民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではない」と判示する。同判示は、遺留分侵害額請求権の行使によっても特別寄与料の相続人間における負担割合は異ならないとの判断であるから、遺留分侵害額請求権の行使を考慮しないというものである。そうすると、Yは、遺留

(15) 潮見・前掲注(2)461頁

(16) 青竹・前掲注(1)

(17) 堂蘭＝野口・前掲注(2)186～187頁、片岡・菅野・前掲注(2)468頁

(18) 青竹・前掲注(1)

分侵害額請求権の行使によってBに対する金銭債権を取得しても、特別寄与料を負担しないこととなるから、遺留分を割り込んで特別寄与料を負担するようなことはなく、遺留分が特別寄与料に優先するとの立場と親和的であるとも考えられる。⁽¹⁹⁾

もっとも、遺言書で相続分を指定されて、取得する財産が遺留分を下回る場合には、本決定の判断が必ずしも遺留分が優先することにはならない。すなわち、遺留分を下回る相続分指定により財産を取得した相続人に対して特別寄与料の請求がなされた場合において、同相続人が遺留分侵害額請求権を行使しても、同行使は負担割合の決定について考慮されないから、指定相続分の割合で負担することとなり、特別寄与料を支払った後の相続人の最終的な取得額が遺留分を割り込むことがありえる。⁽²⁰⁾

仮に、遺留分が特別寄与料に優先するとの立場を貫くならば、遺留分を下回る相続分指定により財産を取得した相続人に対して特別寄与料の請求がなされた場合、遺留分を侵害しない範囲に限定すべきこととなる。そうすると、結果として同相続人に対する特別寄与料の請求は認められないこととなるが、そのような結論は、相続人間の公平という民法1050条5項の趣旨からは望ましくない部分がある。また、指定された相続分が遺留分を下回っているかどうか又は遺留分の侵害自体に争いがあるような場合にはその有無を判断しなければ特別寄与料の有無を判断できないこととなり、紛争の複雑化、長期化の防止とも

そぐわないこととなる。

他方で、特定財産承継遺言によって一定の遺産は取得したが、他の相続人との関係で遺留分の侵害を受けている相続人がいる場合において、同相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合を想定する。この場合に、特別寄与料を請求した親族以外の者があったとき、特別寄与料によって遺留分確保ができないことも避けられないとの立場を前提とすると、特別寄与料の請求を受けた相続人が、遺留分侵害額請求を行使した場合、その行使した分、特別寄与料の負担額が上がってしまうことになり、遺留分侵害額請求をした方が全体としての取得額が減るという事態にもなりかねない。また、遺留分侵害についての判断を待たざるを得ず、紛争の複雑化、長期化は避けられない。

イ 以上を踏まえると、本決定は、民法1050条5項が定める相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、同項が規定しない遺留分侵害額請求権の行使の有無を考慮しないと判断したにとどまり、特別寄与料と遺留分の関係等については⁽²¹⁾までは判断していないものと考えられる。

そうすると、判例が特別寄与料と遺留分の関係等についてどのような立場をとるのか定かではないが、特別寄与料の問題と、遺留分の問題は切り離して別途の問題として捉えている可能性があると思われる。すなわち、民法1050条5項は文言どおり解釈適用するものとし、本決定のような事案のように、相続人1名に全財産が相続されて相続分がなく財産

(19) 青竹・前掲注(1)は「遺留分が特別寄与料に優先すると解する立場からは、本決定の、Yは遺留分侵害額請求権を行使する場合でも特別寄与料を負担しないとする判断は、正当であると評価し得る。なぜなら、Yが遺留分侵害額に応じて特別寄与料を負担すれば、Yは自らの個別的遺留分額を確保できず、遺留分が特別寄与料により侵害されるからである。」とする。

(20) 白須・前掲注(1)115頁

(21) 白須・前掲注(1)115頁

を取得しない相続人に対しては、遺留分侵害額請求権の行使にかかわらず、負担を求めることはできない。遺留分を下回る相続分指定により財産を取得した相続人に対して特別寄与料の請求がなされた場合も同様に考えれば、同相続人が遺留分侵害額請求権を行使しても、同行使は負担割合の決定について考慮されないから、遺留分を下回ったとしても、指定相続分の割合で特別寄与料の負担をすることとなる。特別寄与料の問題はこのように処理したうえで、残る遺留分侵害額請求の問題は、別途遺留分の問題として、協議又は調停、調停が整わなければ訴訟で解決するとし、それぞれ別途考えるという捉え方ではないかと思われる。もっとも、特別寄与料を支払った後の相続人の最終的な取得額が遺留分を割り込むことも条文上は否定されていないが、家庭裁判所は、一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めるとされ（民1050条3項）、その場合に考慮すべき一切の事情には各相続人の遺留分も含まれると解されており、家庭裁判所は、遺留分を有する相続人の利益も考慮して適切な額を定めることが想定されているため、遺留分を考慮した特別寄与料の金額を定めることは否定されていないと考えられる。⁽²²⁾⁽²³⁾

特別寄与料の請求と遺産分割は別個の手続により行われるところ、相続人としては特別寄与料の支払義務の有無や金額を把握することなく遺産分割の協議を成立させることに躊躇を覚える場合が多いと考えられ、相続をめ

ぐる紛争を全体として早期に解決するためには、特別寄与料に関する紛争を早期に解決する必要がある、この点等を考慮し、特別寄与料の請求については、比較的短期の期間制限⁽²⁴⁾が設けられている。民法1050条2項但書によれば、特別寄与者が「相続の開始及び相続人を知った時から6箇月」を経過したとき、又は「相続開始の時から1年を経過」したときは特別寄与料の請求をすることができない。他方で、遺留分権利者は、相続開始後に遺留分侵害額請求権を行使することにより、遺留分侵害額に相当する金銭債権を取得するところ、その権利を行使するか否かは遺留分権利者の意思に委ねられ、期間制限との関係でも、遺留分侵害額請求権の行使の有無が確定するまでには相応の期間を要する。遺留分侵害額請求は、遺留分権利者が、「相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間」行使しないときは、時効によって消滅し、「相続開始の時から10年」を経過したときも同様である（民法1048条）。両者の期間制限を比較しても、特別寄与料の問題は相続後速やかに解決を図ることが想定され、遺留分も合わせて解決することは想定されていないように思われる。相続人が遺留分侵害額請求権を行使したという事情をもって各相続人の特別寄与料の負担割合を法定相続分等から修正することとすると、特別寄与料に関する紛争を早期に解決することが困難となりかねず、民法1050条5項は、そのような修正をすることを想定し

(22) 高橋・前掲注(1)125頁、堂蘭幹一郎＝野口宣大・前掲注(4)186頁

(23) 白須・前掲注(1)115頁は、「特別寄与料の額の決定と、相続人によるその負担割合とを区別することは可能であろう。」とし、「仮に遺留分を下回る相続分指定があった相続人に対し特別寄与料の請求がなされた場合に、本決定を前提としても、家庭裁判所が『一切の事情』（民1050条3項）を考慮して、遺留分を侵害する額を決定することが許容されうる一方で、遺留分を害さない範囲に限定してこれを定める解釈の余地も残されている。」旨指摘する。

(24) 堂蘭幹一郎＝野口宣大・前掲注(4)193頁

(25) 高橋・前掲注(1)124頁

ていないものと考えられる。⁽²⁶⁾

5 今後の検討課題

- (1) 本稿では、特別寄与料の負担割合を定める制度趣旨や現行法の遺留分侵害額請求権の制度等を踏まえた検討を試みた。もっとも、特別寄与料の制度そのものやその性質及び遺留分侵害額請求権の捉え方によっては、特別寄与料の規定について特に画一的解釈や明確な基準を強調すべきといい得るかについては、検討の余地もあり、⁽²⁷⁾ 反対の結論もありえる。また、本決定をもとに、特別寄与料と遺留分の関係等についても検討を試みたが、判例の考え方は必ずしも定かではないので、引き続き様々な具体例を踏まえつつ、検討を行いたい。
- (2) 本決定とは異なりYが遺留分侵害額請求権の額に応じて特別寄与料を負担するという結論をとる場合には、負担額を算定するためにYが金銭債権として取得する遺留分の額を定める必要が生ずるものの、特別寄与料は審判事件であるのに対し（民法1050条2項、家事手続・別表第二15）、遺留分侵害額請求は訴訟事項であるため、特別寄与料の額を定める審判手続において遺留分侵害額を定めることは手続法上認められないのが原則であるが、⁽²⁸⁾ 審判において訴訟事項を判断することは、先例において必ずしも否定されていないため、手続法からの観点も含めた考察も行いたい。また、紛争の複雑化等の観点でもさらに検討を行いたい。

以上

(26) 高橋・前掲注(1)124頁

(27) 青竹・前掲注(1)

(28) 青竹・前掲注(1)